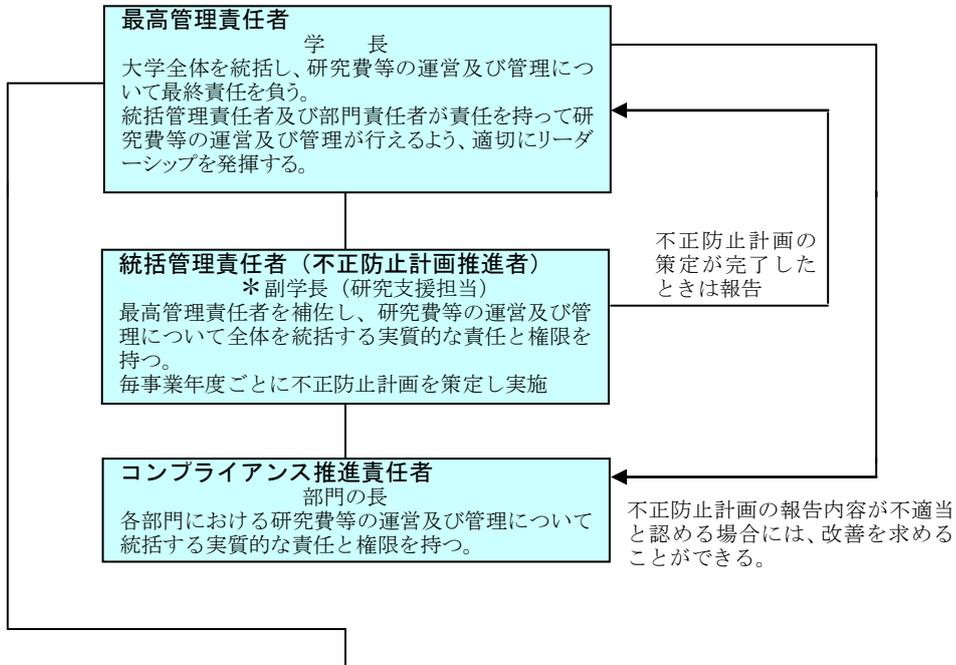


学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針の概要

目的: 研究費等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定める。
「研究費等」とは、 学外から給付を受けた研究費、助成金及び補助金等で、大学により機関管理を行うものをいう。



コンプライアンス（法令遵守）の推進

学習院大学コンプライアンス規程の概要

- (1) 目的
大学におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公平性の維持に資することを目的とする。
- (2) 定義
この規程において、「コンプライアンス」とは、教職員が本学の業務遂行において関係法令及び学内規程等を遵守することはもとより、社会規範を十分に尊重し、社会的良識をもって行動することをいう。
- (3) 教職員の責務
教職員は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に務めなければならない。
- (4) 管理監督者の責務
本学の業務において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう務めなければならない。
- (5) コンプライアンスの推進
 - ① コンプライアンスに関する重要事項は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て学長が決定する。
 - ② 学長は、本学においてコンプライアンスの推進が図られるよう、教職員の意識向上や関連諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

研究費等の適正な管理

研究費等は、助成金及び補助金等、国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果すべく、常に適正な機関管理を行う。

相談窓口

研究費等の事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

通報窓口

研究費等の不正使用に関し、通報及び相談を受け付ける窓口を設置する。

モニタリング及び監査体制

- (1) 研究費等の適正な管理のため、モニタリングは統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が行う。ただし、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が指示する補助者をもってこれを行うことは妨げない。
- (2) 監査は、学習院内部監査規程にもとづく会計監査、業務監査によって行う。